

令和 6 (2024) 年 9 月 20 日

令和 6 (2024) 年度栃木県冬の閑散期需要喚起対策業務公募型プロポーザルに係る質問内容及び回答について

No.	質問内容	回答
1	キャンペーン利用条件について 一人あたりの応募・当選制限を設ける必要はあるか。 抽選段階での振り分けにより複数当選にならない管理ができれば問題ないか。	たとえば応募段階で宿泊確認を行うなどにより、同一の旅行者が同一の宿泊で複数応募し、当選が重複することにならないような設計をお願いします。なお、一人の宿泊者が複数回栃木県内で宿泊し、その宿泊毎の応募であれば問題はありません。
2	キャンペーン利用条件について 「Instagram からの応募の場合～」とあるが、Instagram は応募条件の必須項目ではなく、条件を満たす宿泊のみでも応募可能という事であっているか。	キャンペーン利用条件 (4) は Instagram から応募する場合の条件であり、特設ウェブサイトからの応募の場合は必須ではありません。
3	業務概要③商品の選定について 商品 (1 等～3 等) の件数や総額規模の想定はあるか。	総額規模は消費税や管理費などの諸経費込みで 400 万円程度以上を想定しています。商品の件数は選定商品の価格等に応じて要調整となると考えます。
4	賞品の選定と共に賞品の総額は委託費の中で事業者提案という考えでお間違いないでしょうか。その際、賞品総額の上限又は事業費内での予算比率などの制限はございますか。	お見込みのとおりです。賞品総額については質問 No. 3 の回答を御参照ください。
5	主たるターゲットを東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・福島県在住の男女とした意図はありますか。例えばカップルとか、夫婦とかの意図がありますか。	本県の観光を取り巻く現状として本県への宿泊客の居住地が左記の都県が 8 割を占めていること、「男女」としているのはターゲットに性別の分けを設けないという意味です。
6	制度設計のところで、実際に本県で「宿泊」し、Instagram もしくは特設ウェブサイトからの応募により旅行者に抽選で商品を提供することを前提とし、とありますが、(どちらかではなく) 応募	お見込みのとおりです。

	<p>方法は Instagram と特設ウェブサイトの両方から応募できる制度設計を行うという解釈であっていますでしょうか。</p>	
7	<p>キャンペーン利用条件ですが、(1)~(4)までありますが、全てを満たさないと応募出来ないという解釈であっていますでしょうか。</p> <p>それとも(1)~(3)は特設ウェブサイトから申し込む場合の条件で、(4)は Instagram からの応募する場合の追加条件ということでしょうか。</p>	<p>キャンペーン利用条件(4)は Instagram から応募する場合の条件であり、特設ウェブサイトからの応募の場合は必須ではありません。</p>
8	<p>事業の周知のところで、首都圏等在住者が認知し、関心を持つためのデジタルコンテンツを作成とありますが、コンテンツについて何かお考えのものはございますか、あくまでも事業者提案ということでしょうか。</p>	<p>「デジタルコンテンツ」は「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会の YouTube や Instagram アカウントをはじめ、デジタルツールを活用して広告配信するものを想定しております。その素材については本事業用に新たに作成していただくことを想定しています。</p>
9	<p>栃木県で過去に実施した類似キャンペーンにおいて、参画された宿泊施設の情報を開示していただけますか。</p>	<p>キャンペーンの対象施設は県内の宿泊施設(※)を対象としていますが、宿泊施設からの参画を呼びかけることを想定していません。</p> <p>※ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く)を営む施設、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出に係る住宅で提供される宿泊サービスを含むものであること。ただし、以下は対象外。</p> <p>(1) 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日(デイクース)であるもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定す</p>

		る性風俗関連特殊営業を伴うもの
--	--	-----------------